

バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の特例制度について

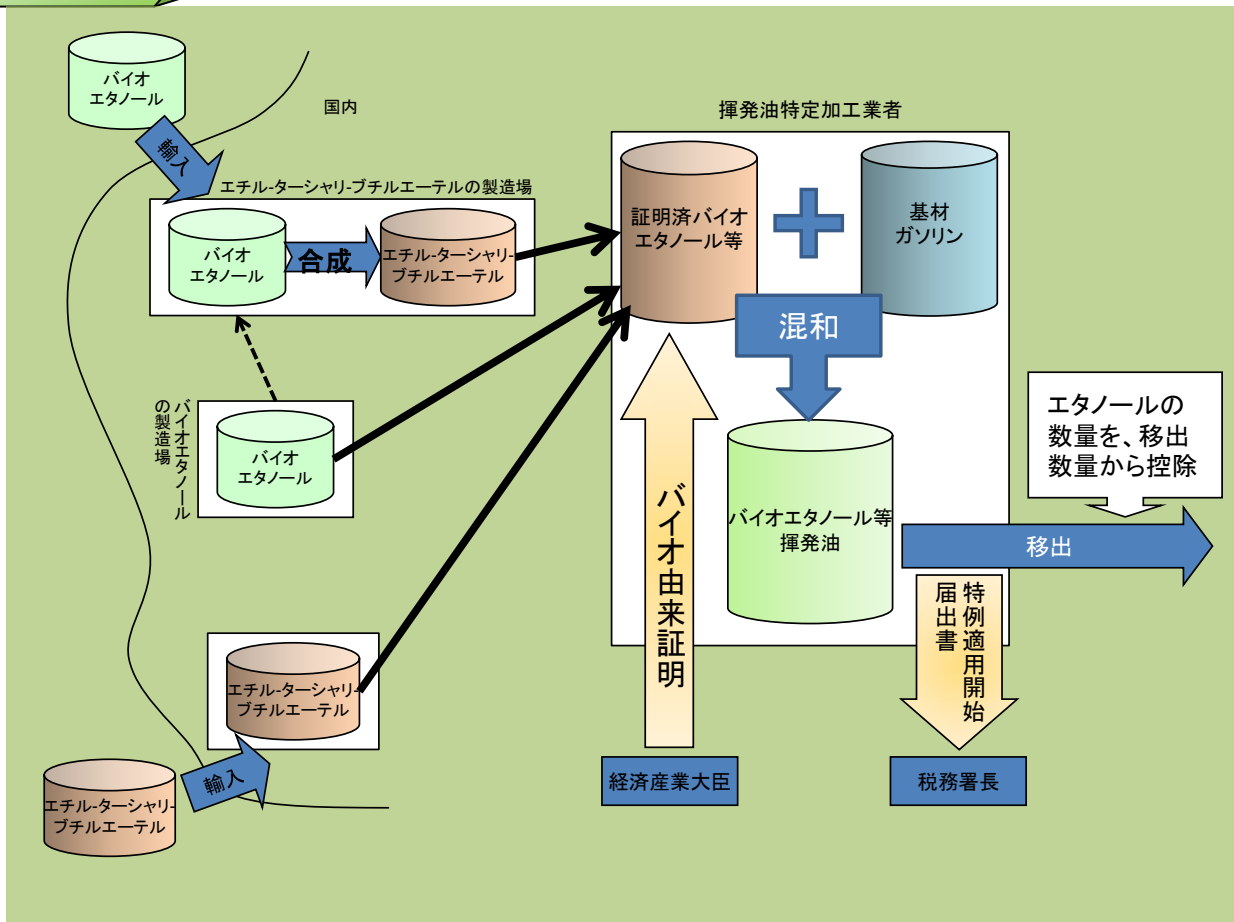
国 税 庁

平成21年2月25日から、揮発油とバイオエタノール等とを混和して製造されたバイオエタノール等揮発油について、その中に含まれるエタノールの数量を揮発油税及び地方道路税の課税標準から控除する「バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の特例制度」が施行されます。

I 関係法令

- ・ 租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）
第88条の7
- ・ 租税特別措置法施行令
第46条の11～第46条の16
- ・ 租税特別措置法施行規則
第37条の5～第37条の7
- ・ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」といいます。）
第12条の2、第12条の5、第13条、第17条の3
- ・ 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「品確規則」といいます。）
第10条

II 概要図



Ⅲ 制度の概要

本特例制度は、品確法に規定する揮発油特定加工業者が製造したバイオエタノール等揮発油（注）をその製造場から移出する場合に、バイオエタノール等揮発油の数量から、その製造に使用されたエタノールの数量を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなすものです。

（注） バイオエタノール等揮発油とは、①揮発油とバイオエタノールとを混和、又は②揮発油とバイオマス由来のエタノールを原料として製造されたエチルターシャリーブチルエーテルとを混和して製造された一定の揮発油をいいます。

本特例の適用を受けるに当たっては、以下のことが必要とされています。

(1) 特例適用対象者

イ 品確法に規定する揮発油特定加工業者であること（租特法88の7①）。

（注） 揮発油特定加工業とは、揮発油にエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルを混和すること（特定加工）により揮発油を生産する事業をいいます（品確法2⑦）。

ロ バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に対して「バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用開始届出書（CC2-3343）」が提出されていること（租特法88の7③）。

ハ バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に対して「揮発油税営業等開始申告書（CC2-3003）」が提出されていること（揮発油税法23）。

(2) 揮発油に混和するバイオエタノール等が経済産業大臣の証明を受けたものであること

揮発油に混和するバイオエタノール等が、動植物に由来する有機物から製造された「バイオエタノール」又はバイオエタノールを原料として製造された「エチルターシャリーブチルエーテル」であることにつき、経済産業大臣の証明を受けている「証明済バイオエタノール等」であること（租特法88の7①）。

(3) バイオエタノール等揮発油が品確法の規格に適合していること

揮発油の規格については、品確法において、エタノールについては「3%以下」であること、エチルターシャリーブチルエーテル等の含酸素化合物については「1.3質量%以下の酸素分」であることが定められており、バイオエタノール等揮発油がこの規格に適合するものであること（品確法13、品確規則10①）。

(4) 期限内申告であること

期限内申告書に、バイオエタノール等揮発油の移出に関する明細書を添付していること（租特法88の7②）。

Ⅳ 各種照会窓口等

特例制度についてお分かりにならないことがありましたら、次の各問合先にご照会ください。

・揮発油税法等に関する法令の解釈又は税務上の手続など

- 東京国税局（消費税課諸税第3係） TEL(代表)03-3216-6811（内線2666）
- 大阪国税局（消費税課諸税第3係） TEL(代表)06-6941-5331（内線2932）

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

・改正品確法バイオエタノール等のバイオ由来証明に関する問い合わせ《資源エネルギー庁》

- バイオエタノールに係る揮発油関連
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 TEL(代表)03-3501-1151（内線4551）
- エチルターシャリーブチルエーテルに係る揮発油関連
資源・燃料部 政策課 燃料政策企画室 TEL(代表)03-3501-1151（内線4631）

【資源エネルギー庁ホームページ】 <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/O90218/index.html>